平成２６年（フ）第５０５号
神戸市兵庫区菊水町10丁目39番地の31
破産者　牧野　雄一
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８８号
岡山県倉敷市玉島1848番地２
破産者　柏原　繁樹
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第４７２号
広島県廿日市市下平良１丁目９番16号
破産者　中村　幸美
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８０号
北海道旭川市永山１条５丁目３番23号　ノースビレッジ101号
破産者　飯塚　　学
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１１号
北海道士別市東３条北４丁目17番地
破産者　星　　浩
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６３号
青森県八戸市大字白銀町字北外ノ沢23番地29
破産者　臼田　千秋
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第１１３号
秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目２丁目６番地７
破産者　下山由美子
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９８号
山形県天童市糠塚１丁目４番５号　マリボラール205号、前住所山形県天童市東長岡１丁目４番11号
破産者　早坂　優子
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６６号
山形県長井市清水町１丁目17番39号もみじコーポ２号、開始決定時の住所山形県長井市舟場23番33号
破産者　伊藤テル子
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第２４２号
神奈川県鎌倉市西御門２丁目７番４号　大倉第２コーポ105号
破産者　岡村　明夫
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５０２号
神奈川県鎌倉市城廻377番地３　落合ハイツ101
破産者　小林　正和
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５６５号
横浜市泉区上飯田町1811番地１　上飯田ドミール21Ｂ103号、開始決定時の住所横浜市都筑区東山田町1519番地17
破産者　荒井　弘充
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９１６号
横浜市保土ケ谷区新桜ケ丘１丁目６番５―409号
破産者　久保田國秀
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９１７号
横浜市戸塚区下倉田町1214番地３　スカイパルⅠ―101号、開始決定時の住所横浜市保土ケ谷区新桜ケ丘１丁目６番５―409号
破産者　久保田美知子
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９３６号
横浜市戸塚区下倉田町1214番地３　スカイパルⅠ―101号、開始決定時の住所横浜市保土ケ谷区新桜ケ丘１丁目６番５―409号
破産者　久保田秀明
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９６７号
横浜市保土ケ谷区西久保町１番地４　西久保町公園ハイツ１号棟1517号室
破産者　小宮　博行
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９８８号
横浜市都筑区川和町2589番地５　レジェンドＫａｗａｗａ　Ｃ号室
破産者　高橋　　正
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９８９号
横浜市都筑区川和町2589番地５　レジェンドＫａｗａｗａ　Ｃ号室
破産者　高橋　典子
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０２６号
横浜市都筑区大熊町８番地１　ニューライフマンション大倉山201
破産者　歌川　裕章
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部